

令和5年9月21日

保護者各位

宮古島市立下地中学校
学校長 狩 俣 典 昭
(公印省略)

登下校時等の交通安全指導について

平素より、本校教育に深いご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスによる感染症が「感染症法」の示す第5類へと引き下げとなり、それに伴い経済活動が平常化し、観光客も再び増加傾向にあります。島内においても同様であり、校区内（通学路）の交通量も増加傾向にあることから、各生徒の登下校時等の交通安全に対する意識の高揚と危険回避能力を高めていく必要があります。

つきましては、ご家庭におかれましても下記のことについて、お子さんと話し合いながら、今一度、登下校時等の交通安全について注意喚起をよろしくお願い致します。

記

- 1 徒歩の場合の安全確保について
 - ① 歩道を歩くようにし、歩道がない場合は車道の左端を歩き車に十分気をつける
 - ② 道路の横断は、横断歩道から渡るようにする

- 2 自転車乗車時の安全ルールについて
 - ① スピードの出し過ぎに注意する
 - ② 信号無視をしない
 - ③ 二人乗りは禁止です
 - ④ 自転車は原則、車道（左側通行）を走ることになっていますが、車が多い場合は、歩道を走行するようにする
 - ⑤ 通常の道路では並進（2台以上横並び走行）は禁止です
 - ⑥ 交差点では、一時停止をし、十分に安全確認をする
 - ⑦ 夜間はライトを点灯させて走行する
 - ⑧ 下地中学校では自転車乗車時のヘルメットの着用を奨励しています

→令和5年4月1日から「自転車利用者のヘルメット着用」が「努力義務化」されました ※「改正道路交通法」

交通事故防止は、自ら「交通ルールを守る」ことと、自ら「危険を予測し回避する力（危険回避能力）」を自らの中に育て、備えておくことが何より重要です。